

北村山地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 北村山地区における高校教育の将来の在り方について、意見を求め、教育の条件整備に資するため、「北村山地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、山形県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が検討を依頼する事項について調査・検討し、教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、12人の委員で組織する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から報告書が提出される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、検討委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員が会議を欠席する場合は、委員長の判断により代理出席を認めることができる。

(意見の聴取)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、山形県教育庁高校教育課高校改革推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成19年1月29日から施行する。